

滋賀医科大学医学部附属病院受託実習生規程

平成16年6月25日制定

平成29年4月18日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀医科大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における受託実習生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託実習生」とは、薬剤師、看護師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師及びその他の医療技術者等の養成を目的とする公立若しくは、私立の学校若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体（以下「養成機関等」という。）の長から、病院における実習を委託された当該養成機関等の学生、生徒等をいう。

(受託の原則)

第3条 受託実習生は、病院の業務に支障のない場合に限り受け入れるものとする。

(申請及び許可)

第4条 学生、生徒等の実習を病院に委託しようとする養成機関等の長は、別記様式による実習生委託申請書その他必要書類を病院長に提出しなければならない。

2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、選考の上、受入れを許可するものとする。

(実習期間)

第5条 受託実習生の実習期間は、1年以内とする。ただし、受入れの日の属する年度を超えないものとする。

(受託実習料)

第6条 受託実習料は、実習生1人につき別表に定めるとおりとする。

2 養成機関等の長は、第4条第2項の規定により受入れを許可されたときは、受託実習料の全額を所定の期日までに前納しなければならない。

3 前項の受託実習料が所定の期日までに納入されないときは、病院長は、受託実習生の受入れ許可を取り消すものとする。

4 既納の受託実習料は、返還しない。

5 第1項から第4項の規定にかかわらず、特別な事情により実習料を別に定める場合は、これによるものとする。

(受託実習生の遵守義務)

第7条 受託実習生は、滋賀医科大学の関係諸規程を遵守し、病院長の指示に基づいて実習しなければならない。

- 2 病院長は、受託実習生が前項の規定に違反したとき、受託実習生としてふさわしくない行為があったとき、又は疾病その他の事故により実習の継続が困難であると認めるときは、実習の停止を命じ、又はその者に係る第4条第2項の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別記様式

実習生委託申請書

平成 年 月 日

滋賀医科大学医学部附属病院長 殿

養成機関等の住 所

名称

〃 校長又は代表者名

印

下記のとおり実習を委託したいので申請します。

記

1 実習生氏名・期間等

実習生氏名	実習期間	実 習 内 容

2 遵守事項

- (1) 実習に際しては、貴学の諸規則を遵守させるとともに貴病院の責任者の指示に従わせます。
- (2) 万一実習生が故意又は過失により貴病院に損害を及ぼし、又は実習生が被災した場合は、当方が一切責任を負います。
- (3) 実習により知り得た個人情報をお願いします。

別表

受託実習生の区分及び実習料

区 分	実 習 料	備 考
薬 剤 師	11 週間 270,000 円 ※概ね55 日	いずれも消費税を含む。
保 健 師	日 額 2,000 円	
助 産 師	日 額 2,000 円	
看 護 師	日 額 2,000 円	
診療放射線技師	日 額 2,000 円	
臨床検査技師	日 額 2,000 円	
理学療法士	日 額 2,000 円	
作業療法士	日 額 2,000 円	
視能訓練士	日 額 2,000 円	
栄養士	日 額 2,000 円	
歯科衛生士	日 額 2,000 円	
臨床工学技士	日 額 2,000 円	
救命救急士	日 額 2,000 円	
言語聴覚士	日 額 2,000 円	
臨床心理士	日 額 2,000 円	
細胞検査士	日 額 2,000 円	
そ の 他	日 額 2,000 円	